ホ　船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
へ　（略）	（略）	
三　法第九条の三の規定による指導及び助言並びに法第九条の七第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表	イ　法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ　鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。）のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの	当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

		（新設）
ホ　船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する船舶をいう。）に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
へ　（略）	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	